

「平成 31 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価・設計業務委託等技術者単価」 の運用に係る特例措置について

平成 31 年 3 月 20 日
沼津市財務部総務課

平成 31 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価・設計業務委託等技術者単価（以下「新労務単価・技術者単価」という。）が決定されたことから、沼津市では以下のとおり特例措置を実施しますのでお知らせします。

1 特例措置の内容

新労務単価・技術者単価の決定に伴い、受注者・受託者は、沼津市建設工事請負契約約款第 53 条・沼津市業務委託契約約款第 47 条の規定に基づき、従前の労務単価・技術者単価に基づく契約を新労務単価・技術者単価に基づく契約に変更するための協議を請求することができるもの。

2 対象・取扱い

(1) 3 月 1 日以降に契約を締結する工事・建設コンサルタント業務等のうち、従前の労務単価・技術者単価を適用して予定価格を積算しているものについては、変更後の請負代金額・業務委託料を次の式により算出する。

変更後の請負代金額・業務委託料

$$= \text{新労務単価・技術者単価により積算された予定価格} \times \text{当初契約時の落札率}$$

(2) 2 月 28 日以前に契約を締結した工事のうち、3 月 1 日において工期の始期が到来していないものについては、賃金等の変動に対する沼津市建設工事請負契約約款第 25 条第 6 項（インフレライド条項）の規定を準用する。

詳細は、「「賃金等の変動に対する沼津市建設工事請負契約約款第 25 条第 6 項（インフレライド条項）」の運用について」を参照。

3 請求方法・協議の手続・請求期限

協議を希望する受注者・受託者は、担当課に協議請求書を提出する。

この協議を行う期間は、工期末・履行期限が平成 30 年度内であるものは、当該契約に係る完成届出書・業務完了届の提出日の前日（土日祝日は含まない。）まで、それ以外のものは、契約締結日から 2 カ月以内とする。

4 その他

請負代金額・業務委託料が変更された場合には、技能労働者への賃金水準の引上げ及び法定福利費相当額（事業者負担分及び労働者負担分）を適切に含んだ額での下請契約となるよう対応すること。

5 問い合わせ

総務課契約係（工事担当） 電話番号 055(934)4713